

高知県保険者協議会実務担当者部会設置運営要綱

(目的)

第1条 高知県保険者協議会設置運営規程第7条の規定に基づき、次の高知県保険者協議会実務担当者部会（以下、「実務担当者部会」という。）を設置し、高知県保険者協議会（以下、「協議会」という。）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

- (1) 医療計画検討部会
- (2) 保健事業部会
- (3) 総務企画部会

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、実務担当者部会を次のとおり設置し、協議会の付託により各事項について協議を行う。

- (1) 医療計画検討部会
 - ①医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
 - ②医療計画の策定及び変更に関する調査及び分析
 - ③医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析
 - ④その他目的達成に必要な事項
- (2) 保健事業部会
 - ①特定健康診査・特定保健指導等の実施のための条件整備
 - ②保健事業に関する情報の収集及びデータの活用
 - ③その他目的達成に必要な事項
- (3) 総務企画部会
 - ①協議会の総務、企画、調整
 - ②その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 実務担当者部会は、次の区分による構成団体ごとに協議会会長が指名する委員をもって構成する。なお、構成団体は別表のとおりとし、委員数は別表の人数を上限とする。

- (1) 全国健康保険協会高知支部
- (2) 健康保険組合
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町村
- (4) 国民健康保険組合
- (5) 共済組合
- (6) 高知県後期高齢者医療広域連合
- (7) 健康保険組合連合会高知連合会

(8) 高知県国民健康保険団体連合会

(9) 高知県

2 実務担当者部会は、必要に応じて関係者の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、後任者が選任されるまで引き続き在任するものとする。

(運営)

第5条 実務担当者部会の各部会にそれぞれ部会長1人、副部会長1人を置き、部会長は委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理し、実務担当者部会の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて協議会会長が招集する。

2 必要あるときは、各部会を同時に開催することができる。

(費用の負担)

第7条 実務担当者部会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(報酬)

第8条 実務担当者部会に出席した実務担当者部会委員に対し、当該出席による報酬は支給しない。

(報告)

第9条 実務担当者部会は、協議会から付託された事項について分析、調査、検討し、その結果を協議会に報告する。

(事務局)

第10条 実務担当者部会の事務局は、高知県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

2 事務局に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

(その他)

第11条 この運営要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

- 1 この運営要綱は、平成 27 年 7 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 7 条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。
- 3 平成 20 年 10 月 1 日施行の高知県保険者協議会専門部会設置運営要綱は、この設置運営要綱の施行と同時に廃止する。

附 則

この運営要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成 28 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成 30 年 7 月 24 日から施行し平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この運営要綱は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。

別表

高知県保険者協議会実務担当者部会 構成団体及び委員数

(1) 医療計画検討部会

区分	委員数	構成団体
全国健康保険協会高知支部	1	全国健康保険協会高知支部 (1)
健康保険組合	1	四国銀行健康保険組合、高知銀行健康保険組合、キタムラ健康保険組合、近森会健康保険組合 (4)
国民健康保険の保険者たる市町村	4	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、土佐清水市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、土佐町、本山町、大豊町、佐川町、越知町、中土佐町、日高村、梶原町、大月町、三原村、いの町、津野町、仁淀川町、四万十町、黒潮町 (34)
国民健康保険組合	1	高知県医師国保組合 (1)
共済組合	1	地方職員共済組合高知県支部、警察職員共済組合高知県支部、公立学校共済組合高知支部、高知県市町村職員共済組合 (4)
後期高齢者医療広域連合	1	高知県後期高齢者医療広域連合 (1)
健康保険組合連合会高知連合会	1	健康保険組合連合会高知連合会 (1)
高知県国民健康保険団体連合会	1	高知県国民健康保険団体連合会 (1)
高知県	1	高知県 (1)

(2) 保健事業部会

区分	委員数	構成団体
全国健康保険協会高知支部	2	全国健康保険協会高知支部 (1)
健康保険組合	8	四国銀行健康保険組合、高知銀行健康保険組合、キタムラ健康保険組合、近森会健康保険組合 (4)

国民健康保険の保険者たる市町村	8	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、土佐清水市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、土佐町、本山町、大豊町、佐川町、越知町、中土佐町、日高村、梶原町、大月町、三原村、いの町、津野町、仁淀川町、四万十町、黒潮町 (34)
国民健康保険組合	2	高知県医師国保組合 (1)
共済組合	8	地方職員共済組合高知県支部、警察職員共済組合高知県支部、公立学校共済組合高知支部、高知県市町村職員共済組合 (4)
後期高齢者医療広域連合	2	高知県後期高齢者医療広域連合 (1)
健康保険組合連合会高知連合会	1	健康保険組合連合会高知連合会 (1)
高知県国民健康保険団体連合会	2	高知県国民健康保険団体連合会 (1)
高知県	1	高知県 (1)

(3) 総務企画部会

区分	委員数	構成団体
全国健康保険協会高知支部	1	全国健康保険協会高知支部 (1)
健康保険組合	1	四国銀行健康保険組合、高知銀行健康保険組合、キタムラ健康保険組合、近森会健康保険組合 (4)
国民健康保険の保険者たる市町村	1	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、土佐清水市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、土佐町、本山町、大豊町、佐川町、越知町、中土佐町、日高村、梶原町、大月町、三原村、いの町、津野町、

		仁淀川町、四万十町、黒潮町 (34)
国民健康保険組合	1	高知県医師国保組合 (1)
共済組合	1	地方職員共済組合高知県支部、警察職員共済組合高知県支部、公立学校共済組合高知支部、高知縣市町村職員共済組合 (4)
高知県後期高齢者医療広域連合	1	高知県後期高齢者医療広域連合 (1)
健康保険組合連合会高知連合会	1	健康保険組合連合会高知連合会 (1)
高知県国民健康保険団体連合会	1	高知県国民健康保険団体連合会 (1)
高知県	1	高知県 (1)